

山形市道の駅条例をここに公布する。

令和5年7月6日

山形市長 佐藤 孝弘

山形市条例第21号

山形市道の駅条例

(目的)

第1条 この条例は、道路利用者への良好な休憩の場の提供による道路利用者の利便性の向上、地場産品の販売等を通じた地域資源の魅力の発信、交通結節機能の強化等を図るための施設の設置、管理及び使用等について必要な事項を定め、もって交流人口の拡大及び地場産業の振興に資することを目的とする。

(設置、名称及び位置)

第2条 この市に前条の目的を達成するための施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 道の駅やまがた蔵王
- (2) 位置 山形市表蔵王79番地1

(構成施設)

第3条 道の駅やまがた蔵王（以下「道の駅」という。）は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 休憩施設
- (2) 情報発信施設
- (3) 交流施設
- (4) 飲食・物販施設
- (5) 交通拠点施設
- (6) 防災施設
- (7) その他道の駅の運営上必要な施設

(使用の許可)

第4条 道の駅の別表第1及び別表第2に掲げる施設又は附属設備若しくは備付けの物品（以下「施設等」という。）を使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、別表第1に掲げる施設のうち樹氷ホール、イベント広場1及びイベント広場2にあつては、専用して使用しようとする場合に限る。

2 市長は、前項の許可の際に、管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外の目的に施設等を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用の不許可）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用の許可をしないものとする。

(1) 公益を害するおそれがあるとき。

(2) 道の駅の建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷するおそれがあるとき。

(3) その他道の駅の管理上適当でないとき。

（使用の許可の取消し等）

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条第1項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用若しくは行為の中止、原状回復若しくは道の駅からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により第4条第1項の許可を受けたとき。

(3) その他道の駅の管理上適当でないとき。

（使用料）

第7条 市長は、使用者から別表第1及び別表第2に定める使用料を徴収する。

2 前項の使用料の納入時期等については、規則で定める。

（使用料の減免）

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第9条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由により、施設等を使用することができなかつたとき。

(2) その他特に還付することが適当であるとき。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、施設等の使用が終わったとき、又は第6条の規定により使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第11条 道の駅を利用する者及び使用者は、その建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(立入りの制限等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対しては、道の駅への立入りを拒絶し、又は道の駅からの退去を命ずることができる。

- (1) 他人の迷惑となる物品又は動物の類を携行する者
- (2) 道の駅の建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷し、又は損傷するおそれがある者
- (3) 樹木を伐採し、又は植物を採取する者
- (4) 立入りを禁止した区域に入る者
- (5) その他道の駅の管理上必要な指示に従わない者

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、道の駅の設置の目的を効果的に達成するために必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に道の駅の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 前条の規定により指定管理者に道の駅の管理を行わせる場合において当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 道の駅の事業の実施に関すること。
- (2) 道の駅の建物又は附属設備若しくは備付けの物品の維持管理に関すること。
- (3) 第4条に規定する使用の許可に関すること。
- (4) 第5条に規定する使用の不許可に関すること。
- (5) 第6条に規定する使用の許可の取消し等に関すること。
- (6) 第12条に規定する立入りの制限等に関すること。

- (7) 規則で定めるところにより、開館時間又は使用時間を変更すること。
- (8) 規則で定めるところにより、休館日を変更し、又は臨時に休館すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めること。

2 指定管理者が前項第3号から第6号までの業務を行う場合における第4条から第6条まで及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に道の駅の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第16条 第7条の規定にかかわらず、指定管理者が道の駅の管理を行う場合においては、使用者は、利用料金(地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。
- 3 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受する。
- 4 指定管理者は、市長が定める基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付するものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(供用開始)

- 2 前項の規定にかかわらず、道の駅の供用開始は、告示で定める日からとする。

(準備行為)

- 3 施設等の使用の許可及びこれに関し必要な手続その他道の駅を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、この条例及びこの条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

別表第1 (第4条、第7条、第16条関係)

使用区分			使用料			
			全日	午前	午後	午前9時以前及び午後5時以後(1時間までごと)
			午前9時から午後5時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	
樹氷ホール	全面使用	平日	40,000円	20,000円	20,000円	5,000円
		土・日・休日	60,000円	30,000円	30,000円	7,500円
	2分の1面使用	平日	20,000円	10,000円	10,000円	2,500円
		土・日・休日	30,000円	15,000円	15,000円	3,750円
厨房A		平日	4,000円	2,000円	2,000円	500円
		土・日・休日	6,000円	3,000円	3,000円	750円
厨房B		平日	2,000円	1,000円	1,000円	250円
		土・日・休日	3,000円	1,500円	1,500円	400円
イベント広場1	1区画	平日	3,000円	1,500円	1,500円	380円
		土・日・休日	4,500円	2,200円	2,200円	570円
イベント広場2		平日	20,000円	10,000円	10,000円	2,500円
		土・日・休日	30,000円	15,000円	15,000円	3,750円
附属設備			1回ごとに、1つの附属設備又は物品につき10,000円以内で別に定める額			
備付けの物品						

備考

- 1 使用時間がこの表に定める使用時間区分に満たない場合でも、時間割計算は行わないものとする。
- 2 使用者が、入場者から入場料金（いずれの名義かを問わず、入場者から領収するその入場の対価をいう。以下同じ。）を領収する場合における使用料は、1人1回当たりの入場料金の額に入場者数を乗じて得た額を10で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をこの表に定める使用料（以下「基本使用料」という。）の額に加算した額とする。この場合において、入場料金の額に段階があるときは、その最高額を基準とする。
- 3 準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料の額に100分の50を乗じて得た額以内で規則で定める額とする。
- 4 使用者が特別に電気、水道又はガスを使用した場合は、これらの実費相当額を徴収するものとする。
- 5 使用者が冷暖房を使用した場合は、実費の範囲内で別に定める冷暖房料を徴収するも

のとする。

6 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

別表第2（第4条、第7条、第16条関係）

使用区分		使用時間	使用料
車中泊施設	1区画	午後1時から午前10時まで	2,000円